

00704

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百六十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十八年八月十四日変更登録した。

昭和二十八年八月二十一日

鳥取県副知事職務代理者

木武

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(ろ) 第二六五号

昭和二十八年
五月二十一日

奥村建設株式会社

新旧
鳥取市川端三丁目三六

鳥取市藪片原町五四

奥村 元治

〃 第二五一号

三月十九日

田野組

新旧
鳥取市元大工町二六

鳥取市南本寺五八

田野 秀吉

鳥取県告示第三百六十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廢業届があつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十八年八月二十一日

00706

昭和28年8月21日 金曜日 鳥取県公報 第2441号

鳥取県文化財保護	鳥取県文化財保護	鳥取県文化財保護	
印塔寶筐	音立像	十一面觀音坐像	十一面觀音坐像
一基	一軀	一軀	一軀
石材	像高 総高 七尺九寸	像高 像高 三尺八寸	像高 像高 三尺六寸五分
印賀村宮大字大	日野郡上石見村	米子市音寺一七	米子市音寺一七
表者藤定正萬	表者藤定彦重	者觀音寺代表山根彦三郎	者觀音寺代表山根彦三郎
青戸 静	古市部落代	見村日野郡石見	見村日野郡石見
村大字印賀大	日野郡大	寺米子市音	寺米子市音

昭和28年8月21日 金曜日 鳥取県公報 第2441号 2

00705

種別	名稱	員數	構造及び形式又は寸法及び材質	所物在地	所有者	所有者の住所
鳥取県文化財保護	大神山神社	本殿	拜殿、幣殿、拜殿接続、権現造、榜板葺、二重	西伯郡大山村大字	大神山神社	西伯郡大高村大字尾高
建造物	本社	五棟	本殿、幣殿、榜板葺、入母屋造、内極彩色、桁行三丈五寸、梁間一丈六尺三寸	西伯郡大山村大字	大山寺	西伯郡大高村大字尾高
鳥取県文化財保護	大神山神社	本殿	拜殿、幣殿、拜殿接続、権現造、榜板葺、二重	西伯郡大山村大字	大山寺	西伯郡大高村大字尾高
鳥取県文化財保護	大神山神社	本殿	拜殿、幣殿、拜殿接続、権現造、榜板葺、二重	西伯郡大山村大字	大山寺	西伯郡大高村大字尾高

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

鳥取県文化財保護条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第十三号）第六条の規定により、昭和二十八年八月八日鳥取県保護文化財及び鳥取県指定名勝に次のとおり指定した。

昭和二十八年八月二十一日

鳥取県教育委員会

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 登録まつ消
鳥取県知事登録 (い) 第二二七号 昭和二十六年 八月六日 平和建設 米子市錦町二丁目一二五 影下 岩美 昭和二十八年
八月四日

年月日

年月日

武

種別	鳥取県指定 名勝	所在地	所有者	地城
名稱	深田氏庭園	米子市車尾四七一番地	深田威美	四七一番地の内 実測百三十一坪
在地	所	有者	地	域

昭和四年四月五日 三種認可

発行日 大、金

印行者 島取縣島取市東町
印刷所 島取縣島取市東町印刷所